

令和 6 年 2 月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和 6 年 2 月 29 日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

この際、教育委員会関係の追加提出議案及び追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その 3））

- 議案第63号 令和 5 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第78号 令和 5 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

【追加提出予定議案】（説明資料（その 4））

- 議案第90号 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島県キャリア教育推進指針Ⅲ～とくしまの未来を切り拓く^{ひら}キャリア教育～（案）の概要について（資料 1－1、1－2）
- 次期とくしまの学校における働き方改革プラン（案）の概要について（資料 2－1，2－2）
- 県立高校一人 1 台端末の故障対応について（資料 3）

榊教育長

それでは、教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、令和 5 年度 2 月補正予算案に加えまして、閉会日に追加で提出を予定いたしております条例案 1 件でございます。

それでは、文教厚生委員会説明資料（その 3）の 3 ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計の欄に記載のとおり 26 億 8,530 万 4,000 円の減額補正をお願いいたしております。

この結果、令和 5 年度一般会計の予算総額は 782 億 5,537 万 2,000 円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては表に記載のとおりでございます。

続いて、4 ページを御覧ください。

特別会計でございますが、生涯学習課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い 1 億 200 万 6,000 円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、5 ページでございます。

課別の主要事項でございますが、その主なものにつきまして順次、御説明を申し上げます。

まず、教育政策課でございますが、定時制高等学校管理費の①の定時制高等学校管理費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、6ページに記載のとおり、総額で519万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、7ページでございます。

施設整備課でございますが、学校建設費の②の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億4,046万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、8ページでございます。

教育創生課でございますが、教育指導費の①の指導諸費におきまして、阿南寮南棟に係る所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で3,652万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、9ページでございます。

教職員課でございますが、小中高、特別支援学校の教職員給与費におきまして、教職員数の減などにより、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で26億2,591万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、10ページを御覧ください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①の退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で5億104万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、11ページを御覧ください。

学校教育課でございますが、総合教育センター費の①の総合教育センター管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億6,504万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、12ページでございます。

特別支援教育課でございますが、特別支援学校費の①の学校管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,606万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

人権教育課でございますが、教育指導費の⑤の国庫返納金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,255万円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、14ページでございます。

体育健康安全課でございますが、保健体育総務費の③の学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で6,430万円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、15ページでございます。

最後に、生涯学習課でございますが、事務局費の②の管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億2,028万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、17ページでございます。

（２）継続費でございます。

特別支援学校施設整備事業において、国府支援学校の整備に要する経費として、令和 4 年度から 6 年度までの継続費を設定させていただいておりますが、表記載のとおり、財源について変更するものでございます。

続きまして、18ページでございます。

繰越明許費の追加でございます。

施設整備課における教育財産取得及び管理費におきまして、繰越予定額1,900万円をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更についてでございます。

9 月定例会で繰越しの御承認を頂きました、施設整備課における高校施設整備事業費、特別支援学校施設整備事業費、県立学校施設災害復旧事業費におきまして、全体的な執行計画の精査を行い、翌年度繰越予定額の補正後欄にあります、計16億4,455万5,000円に変更を、また、開会日に御承認いただきました、教育創生課の高校施設整備事業費におきまして7億2,658万4,000円に、学校教育課の学校教育振興費におきましても1億600万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、閉会日におきまして追加提出を予定いたしております条例案につきまして、御説明申し上げます。

文教厚生委員会説明資料（その４）の３ページを御覧ください。

アの徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において、本県の学校職員が行う学校教育活動の支援及び災害応急対策に係る業務の特殊性に鑑み、当該業務に応じた特殊勤務手当を支給するものであります。

施行期日は公布の日とし、令和 6 年 1 月 1 日に遡及して適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案等の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、３点、御報告申し上げます。

１点目は、徳島県キャリア教育推進指針Ⅲ～とくしまの未来を切り拓くキャリア教育～（案）の概要についてでございます。

資料１－１、資料１－２がございますが、資料１－１で御説明をさせていただきます。

１、趣旨といたしまして、現行の指針の成果や課題等を踏まえるとともに、徳島教育大綱、徳島県教育振興計画に基づき、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質、能力を育成するためのキャリア教育の基本方針として、新たな指針を３月中をめどに策定することとしております。

２、推進期間は、来年度から５年間とし、３、今後の推進方針につきましては、（１）キャリア教育で身に付けさせたい資質、能力といたしまして、現計画と同様に、記載の四つの力について、引き続き推進することとしております。

また、（２）三つのポイントといたしまして、不確実性への対応、リアルな体験活動の充実、産官学連携の強化のそれぞれについて、記載の取組例を学校段階ごとに示すなど、新たな指針の下、取組を推進し、本県キャリア教育のより一層の充実につなげてまいりま

す。

2 点目は、次期とくしまの学校における働き方改革プラン（案）の概要についてでございます。

これも資料 2－1、資料 2－2 がございますが、資料 2－1 で御説明申し上げます。

県議会11月定例会の事前委員会におきまして骨子案を御説明させていただき、御論議いただくとともに、12月上旬から約 1 か月間実施したパブリックコメントや、現職教員で構成する学校における働き方改革推進チーム等での様々な御意見を踏まえ、プランの改定案を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

（2）目標といたしまして、令和 8 年度までに月当たりの平均時間外在校等時間を今年度比25%以上削減することとしております。

（4）次期プランの体系でございますが、現行プランの成果と課題を踏まえ、記載の①から④の四つの取組を柱として取り組んでまいります。

県教育委員会といたしましては、新たなプランの下、市町村教育委員会や学校と一体となって取組を推進するとともに、それぞれが自分事として、その権限や責任に基づき主体的な取組を促進することにより、教員が児童生徒と向き合う大切な時間を確保し、子供たちの健やかな成長を支えてまいります。

3 点目は、県立高校一人 1 台端末の故障対応についてでございます。

資料 3 を御覧ください。

端末故障等台数につきましては、2 月 26 日時点で故障等台数 9,027 台と、調達台数 1 万 6,500 台に対し 54.7%を占め、現生徒数に対する不足数は 7,374 台となっております。

引き続き、副知事をトップとした専門家などで構成する教育 D X 加速化委員会における調達方針の下、一日も早い端末の調達を目指してまいります。

報告は以上でございます。

どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

元木委員長

以上で説明等は終わりました。

なお、ただいま説明のありました議案第 90 号、徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてにつきましては、去る 2 月 20 日の議会運営委員会において、本日の委員会で十分審議の上、議案提出予定の 3 月 11 日の本会議においては、委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

今回は、4 点質問があるんですけど、まず 1 点目、ただいま御報告のあった、一人 1 台端末関係について御質問させていただきたいと思います。

今の御報告では、現在でも 7,374 台の不足ということですけども、今、納品台数の半数以上が壊れているとお聞きしていますが、これについてはどう考えておられるのか、まず、それについてお聞きしたいと思います。

内海教育政策課長

今、大塚委員から、故障台数が半数以上ということについての御質問でございます。

昨年の夏以降、バッテリーに起因する故障が多発しております。先ほども教育長から御報告申し上げたとおり、2月26日時点で不足数が7,374台にも上っております。すぐさまの一人1台端末状況への復元が困難な状況でございますことを重く受け止めております。

生徒や保護者、現場教員の皆様に御迷惑をお掛けしていることを大変申し訳なく思っているところでございます。

各学校では、必修科目である情報Ⅰの実習につきましては、CAI教室を整備させていただくことで実施が可能となっておりますとともに、その他の科目につきましても、現状の中で各学校において工夫しながら授業を実施するなど、活用を止めない努力を頂いているところでございます。

引き続き、一日も早い問題解決に向けまして、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

大塚委員

2年余りで、故障が続発しとるわけです。3年ももたないのは異常事態です。株式会社四電工から、昨年末、端末3,500台の提供の話があったわけですが、とてもそれでは対応し切れてない。だから、更なる対応が必要やと思うんですけど、その対応に対する話なんかはあるんですか。

内海教育政策課長

株式会社四電工からの更なる何らかの話はあるのかという御質問でございます。

株式会社四電工徳島支店とは随時、情報交換、協議をさせていただいているところではございますけれども、今お話がありました端末の3,500台、充電保管庫100台の無償提供というお話はございましたけれども、それ以降は特に、現時点ではお話はございません。

大塚委員

学校現場でこの端末がちゃんと使われなかったということで、徳島県における高校教育の部分で、本当に大変な支障を来してるわけです。本当に重大なことなんですよ。

その中で、こういった端末を株式会社四電工が提供したわけですが、それに対する、この会社の認識といいますか、どの程度の認識を持たれとんかと思えます。

社会一般常識からしたら、やはり損害賠償請求といいますか、普通の部門であればしますよね。それに対して何かお考えはございますか。

内海教育政策課長

先ほども申しましたけれども、株式会社四電工に対しましては、これまでも協議をする中で、端末の故障台数が多数に上っていること、また、ほかでは見られない異常な状況であるということをお話しさせていただくとともに、調達が追い付かない非常に厳しい状況

であることを伝えてきております。

今後、更に株式会社四電工と協議を行う中で、改めて一人1台の端末が行き届いてない深刻な現状でありますとか、教員が苦勞している状況、さらには現場の意見などもしっかり伝えながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

大塚委員

やはりきちっと言うべきところは言うし、そうしないと、教育現場っていうのは非常に大事なところですよ。いろんな部門部門で仕事もなさったり、いろんなことをやられてますけど、こういった非常に大変なことが起こった場合に、きちっとした対応をもう少しすべきだと思います。それは是非、県としても厳しくというか社会常識として言っていないかと思うんです。そうしないと高校現場は本当に大変ですよ。是非、これも強くお願いすることを希望します。

2点目なんですけども、新聞等で教員の不祥事について、最近、記事が出ています。本県においても1月末に3件の懲戒処分がなされたということで、まず本年度、県教育委員会が行った懲戒処分の状況について、お伺いしたいと思います。

西浦教職員課長

ただいま、本県の懲戒処分の状況についての御質問を頂きました。

初めに、委員御指摘のとおり、1月末に重大な不祥事案がありまして、3件の懲戒処分を行っております。児童生徒、保護者、県民の皆様からの信頼を失墜する状態となっておりまして、県教育委員会として大変重く受け止めているところでございます。

今年度の懲戒処分の状況でございますが、現時点までで6件の処分を行っております。事案の内容としましては、交通違反、交通事故に関するものが3件、わいせつ行為が1件、体罰が1件、SNSの不適切な使用による信用失墜行為が1件、計6件となっております。

大塚委員

本年度、これまでに6件の懲戒処分を行っているということなんですけども、過去に比べて件数はどうなってるのかということと、全国の他の自治体と比較してどうなのか、お伺いしたいと思います。

西浦教職員課長

今年度6件が多いのかどうなのかという御質問でございます。

まず、本県における過去と比較しますと、平成30年度以降では、平成30年度が4件、令和元年度が6件、令和2年度は二桁になりまして11件、令和3年度が9件、令和4年度が7件、そして、繰り返しのなりますが本年度が6件という状況で、年度によって若干差はあるものの一桁で推移している状況でございます。

また、全国との比較についてでございますが、文部科学省が毎年、公立学校教職員の人事行政状況調査を行っておりまして、その中で、全国の都道府県及び指定都市について、総教職員数に対する懲戒処分等を受けた人数の割合を公表しております。

その中で、令和 4 年度につきましては、全国平均が 0.49%、換算しますと 1,000 人当たり約 5 人となっております。これが徳島県では 0.19%で、1,000 人当たり約 2 人という状況となっております。

大塚委員

全国と比べても徳島県はそれほど多くないということなんですね。

それと、令和 2 年が 11 件と多かったんですけども今回は 6 件ということで、同じぐらいの程度です。ただ全国と比べて少ないということなんですけど、ごく一部の教員のこういった不祥事が、本当に真面目に頑張っている先生方とか、それから学校教育全体についての信頼を損ねることになりますので、引き続き教員に対する不祥事の根絶に向けて、取組を頑張っていっていただきたいと、お願いしたいと思います。

次に 3 番目なんですけども、県教育委員会における不登校・いじめ対策についてお伺いしたいと思います。

文部科学省の令和 4 年度問題行動それから不登校調査では、全国の国公立中学校で 30 日以上欠席した不登校の児童生徒は 10 年連続の増加で約 30 万人と、過去最多を更新しております。また、小中学校における身体的被害や長期欠席に至る重大事態は 923 件と、これもまた過去最多を記録しております。子供たちを取り巻く環境は、私が小さいときに比べまして非常に厳しくなっているように感じます。

私の子供の頃は、いじめというか、ふざけてたたいたり、どついたりとか、そんなことがあっても陰湿ではなかったです。だから、1 日、2 日たったら、にこに一緒に友達付き合いもできたり、そういったことはあったんですけど、陰湿ないじめが続くということで学校をずっと休んだり、それだけではなく本当にあってはならないことなんですけども、それが原因で自分の命を絶ってしまうと。こんなような非常に厳しい状況があるわけです。

それで、お聞きしたいことなんですけれども、これまで不登校とかいじめ対策について、県教育委員会としてどのように取り組んできたのか、教えていただきたいと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま大塚委員より、これまで不登校・いじめ対策についてどのように取り組んでいるかという質問でございました。

委員がおっしゃるように、徳島県の不登校児童生徒数につきましては、小中合わせ 1,565 人と過去最多、また、いじめの認知件数は小中高、特別支援学校を合わせて 2,958 件、過去最多となっております、非常に重く捉えておるところでございます。

これまでの県教育委員会における取組でございますが、まず不登校対策といたしましては、総合教育センターにおきまして、ほっとスペースあせびでの活動を通じた居場所づくりであったり、徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会でのフリースクール等の民間団体との連携強化など、居場所や学びの場の確保に努めるとともに、臨床心理学を学んでおります大学院生をライフサポーターとして家庭や学校に派遣、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、充実など、不登校児童生徒や保護者に寄り添ったきめ

細やかな支援を行ってきております。

また、いじめ対策といたしましては、臨床心理士や助産師などから命の大切さについて学び、自尊感情を育む、いのちを守る講師派遣事業の実施であったり、SNSやネット掲示板への書き込みや有害サイトのネットパトロールの実施など、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めてきたところでございます。

大塚委員

繰り返しになるところもあるんですけども、本当に陰湿ないじめなんです。

自分が学校で勉強もしたい、友達とも一緒にやっていきたいと、そういうことを求めて学校に行くわけですけども、そこでいじめ、特にそれが陰湿な関係で行けなくなってしまう。これはもう本当に重大な問題なんです。ふざけて、ちょっとするっていうことはあるだろうと思うんですけども、長期間にわたって陰湿ないじめをして、その子がもう本当に学校も行けない、長期的に自分の家でずっとおったり、それから場合によっては、もっとそれがひどく、一人一人受け取る感性は違いますけども、もう本当に生きていけないというふうな状況になるわけです。これは本当にあってはならないことなんです。

それに対しての認識というのを教育委員会でも持っていていただいていると思うんですけど、更に突っ込んで、実際に現場においてそういうことがあったんだったら、それに対してきちっといじめは絶対駄目だよと、子供たちに学校現場で本当に教え込む、これは非常に大事なことです。これを是非、教育委員会としても全力を挙げて進めていっていただきたいと思いますが、それに対してのお考えを言っていただきたいと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま大塚委員より、いじめにつきましては本当に許されないことであると、絶対に駄目だということで、それについての考えということでございます。

おっしゃるとおりでございます。昔に比べまして、昔はなかったSNS、携帯電話、スマートフォン等々を通じて、非常に見えにくいいじめも実際は発生しておるところでございます。本当に許されない、命を絶つようなことが起きてはならないという認識の下、教育委員会におきましても、いじめは絶対にしない、させない、見逃さないということで、本年度、また来年度以降も取り組んでいきたいと考えております。

大塚委員

是非、全力を挙げて、今後、取り組んでいただきたいと思います。

最後なんですけども、徳島県の学力についてお伺いしたいと思うんですけども、東大の合格者数が、昨年だったか県内で1人とか2人とか、本当に少なくなったということで、また昔の話で恐縮なんですけど、城南高校という進学校があった時代は年間十数名、現役ですっと通ってたんです。

それに比べると何が違うのかなと思って。四国の香川とか高知、愛媛の状況、東大だけではないと思うんですけど、ほかの旧帝大なんかの合格者数を、分かる範囲で結構です、教えていただきたいと思います。

酒井学校教育課長

大学進学のことについてですけれども、高等学校におきましては、全ての生徒が主体的に進路を選択し、その実現に向けて努力できるよう支援することが重要であると認識をしております。

令和5年3月、ちょうど1年ほど前ですけれども、県内高等学校卒業生の大学進学状況につきましては、国公立大学医学部が50名、旧帝大が66名となっております。

この数字につきましては、四国の他県と比較して、人数の規模も全体の規模もあるんですけれども、少ないということではないと考えております。

また、本県の大学進学希望の傾向といたしましては、国公立大医学部の希望が多いということですか、いわゆる浪人をするということではなくて、現役で入りたいというような希望もあると考えております。

大塚委員

たまたま去年は東大が少なかったんで思ったんですけど、旧帝大は66名で、医学部志向が徳島県は多くて50名ということで、ほかの3県ともそんなに変わらんということで少し安心したわけです。

それから近年、生徒の興味関心が非常に多様化してます。進路希望も多様化しておるんですけれども、大学入試においても御承知のように選抜方法が多様化しまして、一般選抜以外に学校推薦型の選抜とか総合型選抜なんかの割合が増えているようです。生徒さんが主体的に希望の進路を決めて、卒業後に進めるようにするためには非常にきめの細かい進路指導が必要になると思うんですけれども、それについての御認識とかお考えを教えてくださいと思います。

酒井学校教育課長

進路指導についての御質問ですけれども、御指摘のとおり近年、大学の学部ですとか学問分野も多様化しております。それと、子供たちの学びのニーズも多様化しているところでは。

また、御指摘のように、大学の入学者選抜の方法についても近年、多様化しております。特に学校推薦型選抜と総合型選抜の割合が増えております。これへの対応もしていないといけないと考えております。

今後、教員の授業改善や各種研修を通じた学力向上を図っていきたいと思っておりますし、これに加えて、生徒自身が問いを立て、情報を集め、意見を交わしながら、課題解決を探っていく探究活動を通して、生徒が得たものを振り返り、それを次にどう生かして、その結果、何ができるようになったかという、自分の成長を自身で語れるような生徒を育成していきたいと考えております。

これによって、昔はAO入試と言われていた総合型選抜などへの対応もできてくるものと思っておりますし、こういうものも進めていきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、各学校と連携しつつ、生徒が高い志を持ち、希望する進路に進めるよう後押しすることが大切であると認識をしておりますし、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

大塚委員

非常に細かくやられとると思うんですけど、今ちょうど進学の時期でございまして、私のところにも医療系とか介護系とか御相談があるんですが、どういったことで進んだらいいかという御相談があります。

親御さんも悩まれてますし、もちろん御本人も高校から大学、それからその次のステップに至るというのは、人生の中で本当に大事な時期なんです。

そこで、総合的にいろんな情報を、できるだけ保護者の方にもお示しするし、また、個人個人で変わる子供さん一人一人の性格とか能力も含めて、それを知って、御指導していただける主体はやっぱり学校現場だと思うんです。

だから、そういう面で学校現場として、先ほどもお答えを頂いたんですけど、きめの細かいことをしていただく。大学のある科に行ったとか、それから就職も含めて、十分なことがなく行ってしまったら、実際に入ったところが自分の本当の希望するところとマッチしないということが出る可能性が高いですので、そういうことのないように、是非きめの細かい御指導をしていただきたいと思いますのですが、それについてのお考えを再度、お願いいたします。

酒井学校教育課長

進路指導についてですけれども、御指摘のように、いろんな情報を与えていって選択肢をできるだけ多く子供たちにお示しをしていく、そして、子供たちが主体的にどれがいいかというのを自分で考えて決めていくということが重要だと考えております。

そのサポートといたしましては、各学校において進路指導の担当の教員を中心に、子供たちへのキャリア教育であったり、あるいは進路を決めるに当たっては保護者の御意向ですとか御家庭の状況を踏まえる必要がありますので、そちらも含めましてきめ細かくサポートしているところです。

県教委といたしましては、このような指導が各学校で行われているわけですが、いい事例を収集したりですとか普及していくことによって更にきめ細かい指導をしていきまして、御指摘のようなミスマッチが起きないように進路指導に努めていきたいと考えております。

大塚委員

是非よろしく申し上げます。これで私は終わります。

岸本委員

まず、一人1台端末に関しましてお伺いいたします。

文教厚生委員会の事前委員会でも、端末の故障に加えましてバッテリーの維持時間が短くなったりとか、授業で使用が難しくなっていたということが発生しているというお話がございました。

そもそも、先ほどもお話がございましたけれども、およそ1万6,000台に対して9,000台が壊れていると。不足が7,000台を超えているという状況の中で、これだけ故障するとい

うのは異常であって、そもそも保管庫に入れなきゃいけないなんていうのはどう考えてもおかしいと思っているところがございまして、そういう状況からしましたら、普通に考えて指名停止とかそういった対応も必要だと思うんです。

故障の増加を受けて教育DX加速化委員会が緊急で開催されておりますけれども、そこでの発言、会議でどういったお話があったのか、教えていただけませんか。

内海教育政策課長

岸本委員から、先日開催されました緊急の教育DX加速化委員会の概要について御質問いただきました。

2月9日にありました文教厚生委員会の事前委員会で、端末の故障等について御報告させていただくとともに、その後、副知事トップによります教育DX加速化委員会を緊急開催させていただきまして、対応策を検討する旨を答弁させていただいたところです。

その後、2月13日に当該委員会を開催させていただきまして、駆動時間が1時間未満の端末を含む故障台数が増えている状況について説明させていただきましたところ、委員の皆様からは、バッテリーの駆動時間を延ばすため常駐ソフトウェアの確認でありますとか停止等の措置を行ってはどうか、また、給電しながらの活用は可能ではないかといった御意見も頂いたところでございます。

さらに、速やかに検証を行うこととされたほか、端末4,000台の追加調達、さらには端末更新の前倒し検討についてもそこで決定されたところでございます。今後とも、教育DX加速化委員会におきまして、専門家の皆様から御意見を頂きながら、しっかりと対応を進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

今、バッテリーの駆動時間を延ばす対応を検討するというお話がございましたけれども、具体的にどのようなことを検討されて、何かいい方法は見付かったのでしょうか。

元山総合教育センター所長

ただいま岸本委員から、バッテリーの駆動時間を延ばす方法について、何かいい方法は見付かったのかという御質問を頂きました。

2月に入りまして、バッテリーの駆動時間が1時間にも満たないというような端末が増えてきておりまして、対象の端末が2月26日現在、1,358台になっております。

その分につきまして、現在、どのような方法があるか検討を行っているところでございます。まず、アプリ等の制限により電力消費を抑え、駆動時間を延ばす方法、それから外部電源として、教室にあります既設の電源を使う方法、ポータブル電源を使う方法、それからモバイルバッテリーを使う方法について検証をしているところでございます。

しかしながら、モバイルバッテリーに関する検証では、端末の個体差も確認されるなど、現時点では駆動時間の短い端末の使用について、全ての端末に対応した良好な検証結果は得られていない状況でございます。

また、正式にはモバイルバッテリーの充電に対応していない機種であるということも、納入業者からは聞いておりまして、この件に関しまして、厳しい状況であるということ

伝え、対応策の検討を納入業者にも依頼しておるところでございます。

引き続き、まだ使える可能性のある端末について、早急に方法を検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

今、バッテリーで給電しながらとか、そういった方法も検討されるということだったんですけれども、そもそもリチウムイオン電池って、スマートフォンとかタブレット、パソコンもそうだと思うんですけど、充電しながら使うというのは余りよろしくないというふうにお伺いしてるんですけど、そのあたりの認識はどうでしょうか。

元山総合教育センター所長

ただいま岸本委員から、リチウムイオン電池の分につきまして、給電しながらの使用は問題があるのではないかという御指摘を頂きました。

その件につきましては、こちらのほうでもいろいろ確認をいたしまして、モバイルバッテリー等々については、やはり給電しながらは劣化を進めるとか、そういう心配もあるということ承知しておりまして、非常に厳しいところもあるかもしれないというふうに考えております。

それから、メーカーに問い合わせたところ、こちらでも劣化の可能性はあるんですが、ACアダプター、いわゆる電源を使いながらの使用については対応できるということは聞いておりますので、そのあたりも安全性を含めながら検討していきたいと考えております。

岸本委員

あと、先ほど端末の追加調達という御発言もございましたけど、具体的に、いつまでに何台調達される予定でしょうか。

内海教育政策課長

端末の追加調達についての御質問でございます。

既に3月末の調達を予定しております3,000台、内訳としましてはWindows OS 1,500台、それからchrome OS 1,500台になりますけども、これに加えて、緊急開催した教育DX加速化委員会で、夏頃の調達をめどとして4,000台、内訳としてはWindows OS 2,000台、chrome OS 2,000台という形で追加調達を行うことを決定したところでございます。

加えて、タブレット端末につきましては、前倒しで更新を検討する必要があるというお話がそこございまして、一昨日開催しました第6回目となる教育DX加速化委員会では、OSの選定方法も含む端末更新の選定プロセスにつきまして、たたき台を提示させていただいたところでありまして、複数、御意見も頂いたところです。

引き続き、一日も早い一人1台端末状態への回復に向けまして、速やかな調達を進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

新たに4,000台を追加しまして、一人1台端末の状態に戻せるようにという御発言でございまして、その点に関しましてはよく分かりました。

ところで、端末の追加調達を実施するに当たりまして、4,000台のうち半分の2,000台をchromeOSにするということでございましたけれども、現在、県立学校で導入されているのはWindowsでございまして、そういった中で、アプリケーションがchromeOSでちゃんと動作されるとか、そういった点に関しまして検証はされたのでしょうか。

元山総合教育センター所長

ただいま岸本委員より、chromeOSでも動作するのかということについて、検証されているのかという御質問を頂きました。

現在、導入している共通アプリケーションは、いずれもクラウド上で動作するため、chromeOS端末においても問題なく利用できることが確認されております。

また、chromeOS端末の配備を検討されている県立高校に対しまして、総合教育センターにおいて、訪問形式という形で端末の体験会を実施し、端末の操作方法やアプリケーションの互換性などについて現在、確認や理解を深めていっているところでございます。

岸本委員

現在のアプリケーションがchromeOSでも動作するということは分かりました。

一方で、せっかくchromeOSを配備するわけですので、今あるアプリケーションだけではなくて、新しい端末ならではのアプリケーションを積極的に活用していく必要があるのではないのか。以前、私はそのときは議員ではありませんでしたけれども、令和2年の第2回徳島県GIGAスクール構想推進本部の中で、県から市町村教育委員会への推奨モデルということでアプリケーションをいろいろ推奨されておりますので、県だけではなく市町村のほうにも推奨していくとか、そういった検討っていうのは大事じゃないのかと思うんですけど、いかがでしょうか。

元山総合教育センター所長

ただいま岸本委員より、chromeOSが導入される学校等に対しまして、積極的にアプリの利用等についても勧めていくべきではないかという御意見を頂きました。

chromeOS端末の配備に当たりましては、グーグル社の教育機関向けサービスでございますグーグル・ワークスペース・フォー・エデュケーションというものの利用が可能となります。グーグル・ワークスペース・フォー・エデュケーションは、現在、導入している教育機関向けのマイクロソフト365と同様に、文書作成それから表計算、プレゼンテーションに加えまして、協働学習や学習課題の一元管理ができる授業支援などのアプリケーションが利用できることになっております。

chromeOS端末が配備される学校におきましては、これらのアプリケーションを十分に活用していただき、学習課題の一元管理による学習指導の効率化と強化、また、グループワークの活性化や学校間の垣根を超えた協働的な学びの充実、その他の学習サービ

スとの連携によるシームレスな学び、教員間の情報共有による生産性の向上など、教育委員会としましてもいろいろ検証に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

しっかり検証の上で取組を進めていただきたいと思いますし、最後に、c h r o m e O Sの実証配備に当たりまして、指導に当たる先生方にとっては使い慣れたW i n d o w s O Sと違うわけでございますので、操作に戸惑いがあるのではないのかと思いますけれども、学校現場への支援についてどのように取り組んでいかれるのかということをお教えいただけたらと思います。

元山総合教育センター所長

c h r o m e O S端末の整備に伴いまして、学校のほうにどのように支援をしていくかということについて、質問を頂きました。

生徒が使うこととなりますc h r o m e O S端末につきましては、指導する教員が使い慣れたW i n d o w s O S端末と、端末そのものの操作性が違っているため、ある程度の慣れが必要と考えておりますが、アプリケーションについてはクラウド上で動作するものでありますので、おおむね操作方法には違いがなく、これまでどおり使えるものと考えております。

また、学校現場への支援につきましては、現在、教員の授業や校務でのI C T利活用を支援するI C T支援員を配置しておりますが、また今後も配置を考えております。

また、I C T支援員が不在のときでも、教員がI C Tの利活用について直接問合せができるヘルプデスクや、G I G Aスクール運営支援センターの設置、それから学校でのI C T利活用について、県教育委員会の指導主事が直接訪問させていただいたり、オンラインで質問を受けたりするような形のG I G Aスクールサポート事業、こういったものを通じまして、学校現場の手厚い支援に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

是非、実証校への手厚い支援をお願いしたいと思いますし、端末の故障に対しましてアプリケーションを含め様々な取組であったり検証を進めていくことが分かりましたけど、まだ端末が不足しているという事実も重く受け止めまして、教育委員会の皆様には一日も早く一人1台端末の状況を取り戻せるよう、全力で取り組んでいただきたいと思います。

先ほどのI C T支援員のお話だけではないんですけれども、9月に代表質問させていただいたことに関しまして、教員業務支援員の関係のことを質問させていただきたいと思います。

現状、教職員の皆様の多忙化の解消が全国的な課題となっており、また、多忙化等が近年の教員志願者数の減少の要因の一つとなっているとの指摘もあると聞いております。

こうした中、多忙化解消の手段といたしまして、教員業務支援員の配備促進事業と、また新規事業といたしまして、副校長・教頭マネジメント支援員配置促進事業が当初予算に計上されておるかと思っております。

まず、教員業務支援員について、具体的な業務内容とこれまでの配置実績について教えてくださいたいと思います。

西浦教職員課長

ただいま委員から、教員業務支援員の業務内容、それから配置実績についての御質問を頂きました。

まず、教員業務支援員は、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する、また、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、また、教員の働き方改革の推進のためにも、教員をサポートする人材を配置するものでございます。具体的な業務内容としましては、例えば学習プリントや家庭への連絡文書等、各種資料の印刷や配布の準備、また児童生徒からの提出物の点検やその整理、各種データ入力や集計、また、簡単な来客、電話対応や小テストの採点業務の補助、また、時間があるときには校内の整備や環境美化にも当たっていただいております。

配置実績でございますが、この事業は平成30年度、文科省の補助事業を活用し開始しまして、初年度は9人であったものが、昨年度、令和4年度は52人で、今年度は実人数で90人、複数の学校に行っていた方がおられまして延べ92人と、年々配置人員を増やしてきたところでございます。

岸本委員

この事業の成果と今後の展開についてちょっとお伺いしたいと思います。

西浦教職員課長

この事業の成果、それから今後の展開でございます。

成果としましては、まず配置校からは、教員業務支援がいろんなサポートをしてくれることで教員の負担軽減が図られ、時間外勤務の削減に効果があるということで、例えば具体的には、配置した市町村教育委員会からは年度末の報告で、教員の時間外在校等時間いわゆる超過勤務が10%から15%削減されておると。また、教員からのアンケート等では、小テストの採点や提出物の回収等を気軽に頼めて助かったであるとか、体育のときのライン引きとか、卒業文集の印刷をしてもらって、卒業文集の印刷は3日ほどの時間が削減されたですとか、これまで行っておった、いわゆる雑用と思われるような業務を担っていただくことで、本来やるべき業務に時間が取れたといったようなコメントを頂いております。

今後の展開でございますが、今言ったような効果があると認められますことから、次年度以降も市町村と連携を図りながら、支援員の配置を拡充していきたいと考えてるところでございます。

岸本委員

次に、副校長・教頭マネジメント支援員配置促進事業について、令和6年度の新規事業でございますけれども、このマネジメント支援員を新設する目的と具体的な業務内容について教えてくださいたいと思います。

西浦教職員課長

新規事業の副校長・教頭マネジメント支援員配置促進事業の目的と業務内容でございます。

これは文部科学省が令和6年度の新規事業として当初予算に計上し、今国会で審議されているところでございます。

この事業の目的でございますが、教員勤務実態調査によりますと、副校長、教頭は、他の教諭等よりも1時間程度、超過勤務時間が多いという数値も出ておりまして、また、突発的なトラブルへの対応も副校長、教頭が担うことが多く、こういった勤務実態を踏まえ、教員の指導など管理職としての本来業務に優先的に取り組むことができるよう、その補佐をする外部人材を配置するものでございます。

このマネジメント支援員は、副校長、教頭が担っている、例えば教職員の勤務管理事務の支援であるとか、先ほど申しましたような保護者や外部との連絡調整、また教育委員会事務局や外部からの様々な受付文書の確認であるとか整理とか、そういった事務を分担していただくこととしております。

なお、こういった業務を担っていただきますことから、このマネジメント支援員には、例えば退職された教員であるとか、民間企業等で事務経験のある方などを想定しておるところでございます。

岸本委員

教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の外部人材を積極的に活用することによりまして、教員の業務の適正化であったり、児童生徒と向き合う時間の確保、またワーク・ライフ・バランスの実現などが図られて、教職員の皆様の働きやすい環境づくりやモチベーションの維持、向上につながると思われまます。

そういった中で、また改めて、学校事務の先生方であったりとか学校栄養教諭の先生も人手が足りないというお話もございますので、そういったところもまた支援できるようにお願いしたいと思ひますし、また、教員の魅力向上ひいては徳島の未来を育む教育の推進につながっていくと思ひておりますので、今後とも、外部人材の活用にしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

続きまして、産業医面接指導強化事業についてお伺いさせていただきたいと思います。

6月の付託委員会におきまして、県内の教員の精神疾患による病気休職者は35人ということでございましたけれども、病休にまで至らない、メンタル不調の方というのも非常に多いとお伺いしております。そういった教職員のメンタルヘルス不調者に対しまして、しっかりと対策を講じているのか、教えていただけたらと思ひます。

中山福利厚生課長

委員から、病休までに至らないメンタル不調者の方が多いということで、その対策をしっかりと講じているのかという御質問を頂きました。

教育委員会では、徳島県教職員の心の健康づくり計画を作成しておりまして、体系的にメンタルヘルス対策を実施しております。

未然防止を図る第一次予防ということで、管理職と、様々な場面で研修をしているんですが、その際に職員に応じたメンタルヘルス研修を行っております。

また、学校に公認心理師や保健師などが直接出向いて、メンタルヘルスの出前講座を実施してます。

また、教職員の皆さんにストレスチェックをしていただいて、自らで心の不調とかに気付いてもらう対策も行っております。

さらに、新任教員とか採用2年目までの教員を対象として、お忙しいところもありますので、オンラインカウンセリングも勧めております。休み時間とか夜帰ってもいつでもできるようにしております。さらに、そのオンラインカウンセリングで調子が不調となった方については職場訪問カウンセリングといった形で、二段構えで実施しております。

さらに、早期発見、早期対応を目的とした第二次予防としまして、全教員が対象となる、精神科医や臨床心理士など13名の専門家による教職員の相談事業などを実施いたしまして、きめ細やかな対応をしております。メンタルヘルス不調者を早期に発見して、病休に至らないようにということで、病休までに至らない方もできるだけ対応していけるように、しっかりと生徒に向き合って、子供たちとの教職員の業務を遂行していただけるように、対応をしております。

岸本委員

新規事業といたしまして、産業医面接指導強化事業を実施するということですがけれども、教員の皆さんは子供たちへの対応のみならず、この次の質問にも関わってくるんですが、保護者であったり地域などからの苦情対応といった、日頃から自宅に帰っても思い悩んでいる方も多いとお伺いしております。

そこで、メンタル面で疲弊している教員の方に気軽に受診していただきやすいようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

中山福利厚生課長

様々な保護者対応等で思い悩んでる教員に対して気軽に対応できるようにしていただきたいということでした。

産業医面接指導強化事業では、学校現場と教育委員会が情報共有をいたしまして、教員の勤務状況とか働き方の状況とか学校現場の状況をしっかりと把握しまして、学校現場だけではなくて教育委員会も一緒になって、学校現場で様々な悩みを抱え疲労している先生方に対して積極的に産業医の面接指導を受診していただくように、しっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岸本委員

教員は、子供たちの成長を直接感じることでできる、すばらしい職業でありまして、高い専門性と使命感を有する教員の皆様方の献身的な取組によって、学校教育が支えられていることは十分承知しております。

その中で、教員の先生方が多忙化して疲弊するっていうことは、直接そこで関わり合っている子供たちに影響を与えることになっていくのかなとも考えておりますし、このた

め、教員の皆様には、多くのサポートを行うことが重要と考えております。教員の皆様がゆとりを実感できるように、しっかりと効果的に実施していただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問なんですけれども、学校問題解決支援事業についてお伺いさせていただきたいと思います。

令和6年度の新規事業であります、学校問題解決支援事業の概要について教えていただきたいと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま岸本委員より、令和6年度新規事業である学校問題解決支援事業の概要についての御質問を頂きました。

学校現場では、社会環境の多様化などを背景に、保護者や地域から寄せられる過剰な苦情、不当な要求などへの対応が大きな課題となっております。

これまで県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談の実施や、スクールロイヤーの学校への派遣などの専門家との連携、また、各学校において初期対応や役割分担を明確にするなど、指導体制の整備や研修の充実などにより、事案の早期対応、早期解決に努めてきたところでございます。

令和6年度、新たに設置します学校問題解決専門チームについては、これまでの取組に加えて、学校管理職OBなどの知見を有する方を学校問題解決支援コーディネーターとして県教育委員会内に配置をいたしまして、いじめや学校事故等につきまして、学校や市町村教育委員会、保護者等からの相談に対応するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの専門家が連携いたしまして、長期化しやすい学校問題に初期段階で介入することで組織的に対応し、早期解決につなげる体制を構築するというものでございます。

岸本委員

文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におきまして、全国の小中学校、高等学校における暴力行為の発生件数が9万5,426件と、過去最多となっております。先般、私自身もいろいろ御相談がありましたけれども、本県においても同様の傾向が見られるのじゃないのかという中で、コーディネーターは教員OBのみならず、警察OBのほうが適切ではないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、教員OBよりも警察OBの方のほうが適切ではないかという御質問を頂きました。

本事業は、学校現場におけるいじめや学校事故等について、学校や市町村教育委員会、保護者からの相談を受けまして、それぞれに対しての助言、また、スクールソーシャルワーカーなどの適切な専門家の派遣、関係機関との連絡調整を担ってもらうことから、学校現場に精通いたしました学校管理職OBなどの知見を有する方の配置をすることとして

おります。

なお、委員の御指摘のとおり、警察ＯＢの方につきましては、学校内外における深刻ないじめやＳＮＳに関するトラブルなど、警察との連携は欠かすことはできないと考えております。これまでも、警察と所管学校が定期的開催いたします学校警察連絡協議会での情報共有でありましたり、警察と県教育委員会で共同で開催しておりますスクールサポートチーム会議の実施などを通して、県教育委員会、学校、警察が連携いたしまして問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応につなげているところです。

また、警察官のＯＢの方をスクールサポーターといたしまして、学校や地域の巡回、相談活動等を行い、問題行動等の対応や児童生徒の安全確保のための支援を行ってもらっております。

今後も警察と連携いたしまして、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、対応に努めてまいりたいと考えております。

岸本委員

分かりました。

あと、この事業による効果というのはどういったものなのか、教えていただけたらと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

この事業による効果についての御質問でございます。

学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家と連携する体制の整備及び学校のみによる対応としない支援体制の構築によりまして、長期化しやすい学校問題の早期解決につなげる効果が期待できるとともに、教職員が安心して児童生徒と向き合うことが可能となって、結果的に教職員の負担軽減にもつながるものであると考えております。

岸本委員

例えば、いじめの事案に関しましては、非常に陰湿であったり、巧妙化しているところもありますので、引き続き、先ほど課長からもお話がありましたけれど、警察とかそういった専門機関との連携を図りながら進めていただきたいと思います。そういった事案は早期対応を図ることで、重大事件になる前に解決につながっていくことも期待できますし、教員の負担軽減に本当につながる事業だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

立川委員

聞く予定ではなかったんですけど、今までの質問を聞いて、タブレットのことでちょっと気になることを聞きたいと思います。

11月定例会で、内容証明で来ていた株式会社四電工の見解で、仮にバッテリーに不具合が発見された場合は、弊社が納品したＵＢｏｏｋについて、ツーウェイ社によるリコールを働き掛けてまいりたいと書かれてるんです。最近だったら自動車とかいろんな製品の不具合とか不正とかで商品がリコールになる。

今回、納品されたのが令和3年4月なので、この4月で3年です。2月26日の時点で54%の故障台数というのは、残り2か月、単純計算しても6割ぐらい不具合が出てるだろうと簡単に予想できると思うんです。

株式会社四電工の内容証明の中にも製品に対する保証の一般論が書かれていて、電気製品の場合1年が保証期間として多いと。これ以降に関しては有料の追加保証をやっているのが一般的ということが書かれているんですけど、皆さんがふだん生活している中で、このパソコンが欲しいなと思って店員さんに説明を聞いたときに、3年ぐらいで6割が駄目になるので保証を付けといてもらったほうが安全ですって言われたら、買いますか。買わないと思うんです。これが普通の感覚やと思うんです。感覚的には明らかに製品が悪いだろうと。

リコールの場合は同等品に交換だったり、その代金の返金であったりとかってなっていくかと思うんですけど、リコールを働き掛けていきたいということなんですが、その後、株式会社四電工からリコールについて報告とか、そういうのはありますでしょうか。

内海教育政策課長

今、立川委員からお話がありましたように、以前、株式会社四電工から質問に対する回答がありまして、その中に、バッテリーの不具合が発見された場合は、ツーウェイ社のほうにリコールを働き掛けていくという言葉がありました。

その後、株式会社四電工におきまして、バッテリーの不具合というところにつきまして、外部による検査を実施していると伺っております。

この結果がどのようになるか、それを待ちましてということで、今はまだ最終結果は出てないようなんですけども、それを受けて対応を考えたいと、協議の中でお話は聞いております。

立川委員

どれぐらいでこの結果っていうのが、めどとかはあるんですか。

内海教育政策課長

申し訳ありません。いつ頃に最終結果が出るかっていうのは聞いてございません。

今まだ中間的な状況ということですので、もうしばらく時間が掛かるのかなと思っております。

立川委員

分かりました。

さっきも言いましたが、買うときに、3年後には6割ぐらい駄目になるんですって言われたら、そもそも皆さん買わないのが普通だと思います。こういう感覚で見えていくというのは大事だし、タブレットが足りなくなったら、足りないものに関しては追加で予算を出して、物を買って補充すれば事は足りるけど、それには追加のお金が掛かっていくわけですね。やっぱり責任の度合いを明確にして負担してもらわなあかんもんは負担してもらわなあかんし、製品自体が不良品だったと僕は思ってますので、リコールの働き掛け

を今後も注視していきたいなと思います。また何か進展があったら教えていただきたいと思います。

梶原委員

私からは、当初予算案の県立学校体育館の環境整備についてお尋ねしたいと思います。

能登半島地震から2か月が過ぎますけども、今も避難所の大変厳しい寒さの中で避難生活を送られている方もたくさんおられまして、改めて、学校の体育館の空調整備は非常に大事だなと思っております。

そうした中で今回、当初予算で9億円の予算が計上されておりますけども、令和6年度設置予定の学校名と、設置の完了時期、それと、電気なのかガスなのか、今分かってる段階で教えていただきたいと思います。

河野施設整備課長

委員から、県立学校の体育館の空調整備のことについて御質問いただいております。

県立学校体育館の空調設備につきましては、令和5年4月時点では44校中5校に設置済みという状況であります。

令和6年度の当初予算に入っております体育館の空調整備につきましては、計画としましては、体温調整が困難な児童生徒が利用する特別支援学校を最優先に整備を進めることとしまして、令和5年度の9月補正予算におきまして、まずは板野支援、ひのみね支援、阿南支援、池田支援、みなと高等学園の5校の設計に着手させていただいております。

令和6年度の当初予算では、現在設計中の特別支援学校5校につきましては、令和6年度中の空調設置完了を目指しまして工事に着手する予定としております。

また、引き続きまして、空調未設置校の設計を進めるとともに、設計が完了次第になるんですが、残る特別支援学校2校と、高等学校11校程度におきましても空調設置工事に着手しまして、こちらにつきましては、令和7年度のできる限り早い時期を目指して設置を完了させたいと考えております。

空調システムの方式についてなんですけども、そちらにつきましては、停電時にも運転できるガス方式の採用をめどとしながら、各学校の設置条件等を検討いたしまして、設計を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

スピード感を持って体育館の空調整備に取り組んでいただきたいと思います。また、予算面もしっかり確保ができるように、議会からも機会があれば訴えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

それと今回、県立学校トイレの環境改善ということで、これも5億4,000万円計上されておりますけれども、現在の県立学校のトイレの洋式化の進捗率と、100%達成に向けては何年度ぐらいをめどとされてるのか、教えていただきたいと思います。

河野施設整備課長

県立学校のトイレの洋式化について御質問いただいております。

まず、トイレのうち避難所となります県立学校体育館のトイレの洋式化につきましては、令和2年度末に洋式化率100%を達成しております。

また、避難所としての役割を担うこともある県立学校の校舎のトイレを含めた洋式化率につきましては、令和5年4月時点で54%という数字になっております。

トイレの洋式化につきましては、令和5年度の当初予算と9月補正予算において順次、工事と設計を今年度も進めているところであります。令和5年度末につきましては、現在のところ洋式化率が67%となる見込みであります。

また、引き続き、令和6年度以降も残る和式トイレの洋式化を進めまして、学校で希望する箇所のトイレ洋式化率100%を目指して、令和8年度をめどに集中的に取り組んでまいりたいと思います。

梶原委員

今は67%ということで、令和8年度に必ず完了するようにお願いしたいと思います。

以前の委員会でもお話ししましたが、生徒さんによっては非常にデリケートな生徒さんもおられて、学校のトイレが非常に汚い、破損もしてるということで、外の民間の施設にわざわざ行ったりしているお子さんもおられるようですので、この辺もまたしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、Tokushima グローカル人財育成事業について、お伺いいたします。

国際社会での学びを本県の活性化に生かしていこうという新しい事業で、非常に良い取組だなと思っております。

今回、海外体験の推進で約1,500万円と。県立中高生の海外研修を行うと。

そしてまた、高校の海外姉妹校との交流を行うということなんですが、この実施時期とか、何名の方を対象とされているのか、その内容を教えていただきたいと思います。

寺澤学校教育課グローバル・文化創造幹

ただいま新しい事業におきまして、県立中高生の海外研修、高校の海外姉妹校等との交流で、実施の内容であるとか人数ということでお尋ねいただきました。

県立中高生の海外研修、それから高校の海外姉妹校等との交流につきましては、各校が学校の特色や教育目標等を踏まえて訪問先、内容、時期などを決定しております。

まず、直近の実績でお答えさせていただきます。

海外研修ですが、こちらは語学学校でのプログラム参加やホームステイなどが多いようです。中学校のほうは、コロナ以前まで戻りますが、令和元年度の夏にオーストラリアに2校が行っております。高校は、令和5年度に1校が冬にオーストラリアに行っております。

高校の海外姉妹校等との交流ですが、こちらは3泊4日程度から1週間程度ということで相手国を訪問して、授業体験を中心にプレゼンテーションやディスカッションなどの共同での体験活動、異文化体験などを行うようです。こちらにつきましては、令和5年度はコロナ以前の状態に戻りつつあります。1校が夏にインドネシア、2校が11月と2月に台湾を訪問しまして、台湾へはあと1校が3月中に訪問予定です。

こちらにつきましては人数の想定についてもお尋ねいただきましたので、そちらもお答

えいたします。

次年度の分は各校がまだ計画を立てているところだとは思いますが、次年度支援の想定としては、中学生50名と高校生130名の合わせて180名を想定しています。

梶原委員

中学生50名と高校生130名ということで、非常にたくさんの中高生の方が海外体験をされるということで、非常に素晴らしい取組だと思います。

今回、180名ということなんですけども、今後も予算をしっかりと確保していただいて、こうした取組は積極的に進めていっていただきたいなと思っております。

海外体験の推進ということで1,500万円で180名、それぞれ1名どれぐらいなんですか。7万円ぐらいですかね、単純に計算したら。今後も継続していく事業になれば、御家庭の経済的な理由がある、様々な問題がある生徒さんもおられるかと思います。

ですので、対象になった生徒さんがそうした問題を全てクリアできて、こうした機会があるのであれば必ず参加ができるように、教育委員会としてもしっかりと、そうした生徒さんについては支援を行っていただきたいと思いますので、この点につきましてはよろしく願いいたします。グローバル人財育成事業については以上となります。

先ほど、岸本委員からもお話がありました、持続可能な学校運営体制の構築についてということで、支援員の話がございましたけども、大体内容については分かりました。今回、働き方改革プランということで、令和8年度までの3年間で令和5年度比25%以上削減されるという大きな目標が出されております。

非常に結構なことだとは思いますが、部活動の地域移行等の様々な取組をされると思っています。細かなことは私はよく分かりませんが、残業のときはタイムカードを押してから残業されてるとか、そういうのをよく聞きますけども、様々な取組についてのチェックは本当に進んでるのか。3年間しかありませんから25%を達成しようと思ったから本当に真剣度が問われると思います。その辺のチェックと報告体制がどういうふうになってるのか、それだけ教えていただきたいと思います。

内海教育政策課長

それぞれの教員の時間外在校等時間のチェックの方法につきまして御質問いただいております。

まず、それぞれの教員におきまして、時間外につきましてはパソコンのシステムによりまして勤務時間が把握されるようになってございます。

これに加えて、きちんと入力するということにつきましては、校長をはじめとする管理職からの声掛けでありますとか、他の教員と一緒に、互いに声掛けすることによりまして、きちっとした入力をしていただくようお願いしてるところでございます。

梶原委員

しっかりチェックしていただいて、着実な成果が出るようお願いしたいと思います。

最後に、給食費の公会計化についてお聞きしたいと思います。

今年1月に、徳島市の昭和小学校で給食費とか教材費の学校徴収金およそ560万円を横領した事件が起きました。徳島市の教育委員会が主体で改善を図られていると思うんですけども、県の教育委員会としても今後このようなことが起きないように、再発防止、どのような取組を考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

原コンプライアンス推進室長

ただいま委員より、先般の事案に関して県教育委員会としてどのように取り組んでいるかとの御質問でした。

本事案を受け、県教育委員会では1月11日の県立学校長会において学校徴収金の管理状況、また、二重、三重のチェックが現場で行われているか等、各学校での再確認をお願いしたところです。

また、再発防止の取組につきましては、県内の公立小中高、特別支援学校では、年間計画の下、コンプライアンス研修を実施しております。

また、本室が行う研修には、例えば公立小中事務職員研修会でありましたり、各学校等から要請を受けて実施する研修などがあります。これまでも学校徴収金の適切な管理について、機会あるごとに周知徹底を図ってきております。引き続き、様々な場面を捉え、再発防止に取り組んでまいります。

梶原委員

分かりました。

こういう事件も、公会計化することによって全て解決するとは思いませんけども、文部科学省も公会計化を早急に進めるように各教育委員会に通知していると聞いております。昨年9月の委員会でも今後の方向性について質問させていただいたんですが、その後の検討の状況について最後にお聞かせいただきたいと思います。

長谷体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま委員から、9月の付託委員会で答弁させていただきました学校給食費公会計化のその後の状況について御質問を頂きました。

昨年8月に公表された文部科学省の調査では、県内市町村で給食費の公会計化を実施している自治体が5自治体、公会計化に向けて準備、検討している自治体が7自治体、実施を予定していない自治体が10自治体であったところです。

その後、1自治体が公会計化に移行しましたことから、現在、公会計化を実施している県内自治体は6自治体となっております。

また、国の臨時交付金を活用して学校給食費無償化を実施している自治体がありまして、こうした自治体では現在、学校教職員による集金業務が発生していないところでございます。

各市町村においては、公会計化を実施するための経費であったり人員の確保、また、徴収、滞納等の自治体内の関係部局との連携等について、先行事例等を参考に現在、検討や研究が行われていると認識しているところでございます。

梶原委員

分かりました。

各自治体も様々なやり方があると思うんですが、徐々に公会計化も進んでるということでございます。現場の先生方の業務の軽減につながるのであれば、様々な方法でこうした取組は行っていくべきと思っておりますので、今後もしっかり進めていただければと思います。よろしくお願いします。

元木委員長

それでは、午食のため休憩します。（12時05分）

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時10分）

質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、何点かお尋ねをしたいと思います。

午前中に一人1台端末の問題について各委員から質問がございまして、それにつきましては今後の対応などをお答えになられたかと思えます。

私は、県が示しております教育振興計画に基づいた教育というのがやられてきたのかということでお尋ねしたいんですけれども、この教育振興計画に示されております基本方針の中の計画策定の趣旨を見ましても、また今後の計画等をいろいろ見ましても、学校ならではの協働的な学びの一体的な充実とかGIGAスクール構想によるICT化への対応というようなことが書かれているわけなんです。いろんなページを見てますと、一人1台端末という言葉が幾つも出てくるんです。

それで、24ページなんですけれども、今後4年間に取り組む施策というのが書かれております。表になってて、一人1台端末の効果的活用っていうのが令和5年度に掲げられておりまして、そして6年度、7年度、8年度に通信環境の改善、一人1台端末の更新ということが掲げられております。

この令和5年度に掲げておりました効果的活用っていうのがきちんとできたのかどうか、その点をお尋ねいたします。

元山総合教育センター所長

ただいま達田委員から、教育振興計画に掲げております一人1台端末の効果的な活用ができたのかということについての御質問を頂きました。

令和3年度から導入いたしまして、各学校で一人1台端末を活用していただきまして、様々な授業の中でとかいろんな行事で活用していただき、一つは、その中でICTの活用能力を育てるとか、あとは教員とかそういった立場であれば、DX、業務の効率化を進めるといったところがあったかと思えます。

そういう中で、現在、端末の問題がいろいろ出ておりますが、各学校での活用の中で、協働的な学びの場面でソフトウェアを活用して学びを深めていくとか、そういった面で非

常によく活用していただいたものと考えております。

また、コロナ下におきまして、家庭との連絡であったり、あるいは登校できないときの授業の支援といった面においても、テレビ会議システム等を活用しながら効果的に活用してこられたものと考えております。

現在、委員に御指摘いただきましたとおり、端末の不具合が大変出てきておりますので、そのあたり一刻も早く改善に向けて取り組みまして、また更に効果的に活用していけるように取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

これに続きまして施策の方向性ということで、GIGAスクール構想の更なる展開ということが書かれております。徳島県のGIGAスクール構想によるICT環境を活用した児童生徒の資質・能力の育成やICTを活用するための環境の整備等、GIGAスクール構想の更なる展開を図りますと書かれております。

ということは、令和5年度にしっかりとしたそういう展開が図られた実績があつて、その上に令和6年度以降は成り立っていくんじゃないかと思うんですけども、これだけたくさん端末が故障しまくっているという状況の中で、本当に令和5年度、これを利用した十分な授業ができていたのかどうか、私は非常にいぶかしく思っているんです。

令和6年度以降、全部そろそろのものなかなか4月1日からというわけにいかないようにお聞きしましたがけれども、教育振興計画に書かれているような施策の展開がしっかりと行えるのは、一体何月ぐらいになるんでしょうか。

元山総合教育センター所長

しっかりとGIGAスクール構想に基づいた活用等ができるようになるのはいつ頃かという御質問を頂きました。

一番は端末の故障の状況で、これについて副知事をトップとします教育DX加速化委員会で、端末の調達等についても検討を進めていっております。

現在、年度末に向けて不足している中におきましては、各学校において工夫をしながらいろいろ御活用いただいているところでございまして、また、次年度に向けましても新たな調達を進めまして、一刻も早く元の環境の状態に戻していきたいと考えております。

具体的な日につきましては、まだいろいろ調達の日程等がございますので、申し上げにくいところですが、来年度の早いうちに元の状態に復活できるように進めていきたいと思っております。

それから、先ほどネットワークの環境も御指摘いただいたかと思いますが、こちらの件につきましても、教育DX加速化委員会でアセスメント等、検討を進めていっておりますので、こちらのほうも一刻も早くネットワーク環境もつながるように進めてまいりたいと考えております。

達田委員

令和4年度、小学校6年生と中学3年生を対象に、端末を利用した学習っていうのが役立っていると思いますかっていうようなアンケートをしているわけです。全国平均より

ちょっと下ですけども、ほとんどの生徒さんが役立っていると答えておられます。このときに調査した6年生は既に中学生になっていますし、中学3年生は今、高校生になっているわけです。

その子供たちは端末を使った授業っていうものに非常に期待して卒業していった、今、中学とか高校生活を送っていると思うんです。それがこういう状況で、高校生がなかなかそれを使っての勉強が保証されていないという状況が続いてきたわけです。

ですから、私はもう本当に一日も早く、こういう環境が取り戻せるといいですか、ちゃんとできるようにお願いしたいと思います。一人や二人でも取り残されることがあってはならないと思いますので、みんなが同じような環境の下で学べるように、是非お願いをしていきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それから、教育振興計画の基になっておりますのが教育大綱ということですので、お聞きいたします。

教育大綱の中に掲げられております、いろいろな骨があるんですけども、この中で、世界に挑める人材とか教育DX、それからシビックプライドを育む教育とか、いじめ・不登校と向き合う学校づくりとか、いろいろ骨が書かれています。この大綱に基づいて、これを具体化されていると思うんです。ですから、令和5年度に端末が十分に使えなかったという反省点を、私はここにきちんと織り込んでいくべきでないかと思うんです。

今、GIGAスクール構想が国の方針でやられてきたわけですけども、徳島県がいち早く高等学校教育にもこれを取り入れようということでやられたということは、非常に先進的な取組であったと思います。

ただ、壊れまくるといいですか、予期しなかったことだとは思いうんですけども、これの対処、そして、きちんとした教育がされていくようにお願いしたいと思うんです。

それで、教育大綱のほうに移りたいんですけども、この中で、先ほどもお話がありました、いじめや不登校と向き合う学校づくりっていうことで、不登校と向き合うということでお尋ねしたいんですが、午前中も丁寧な御説明がございました。不登校の子供さんが今、だんだん増えているというお話がありましたが、不登校になる原因が何かっていうことを調べておられましたら、どういう原因で不登校になっているのかっていうのを是非、教えていただけたらと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま達田委員より、不登校が増加する中で、不登校の理由、原因についての御質問を頂きました。

全国的に不登校児童生徒数は年々増加しております。先ほども申しましたように、徳島県においても増加しております。原因につきましては、一つだけ、これというようなものではなく、複合的なものであるのかなというふうに捉えております。

その中でも、社会全体としまして児童生徒の休養の必要性、我々が子供のときは、どうしても学校に行かないといけないというようなところがあったと思うんですが、現在では、教育機会確保法という法律が浸透してきたこともございまして、何が何でも学校にということではなくなってきた、そういう状況がございます。

今年度につきましては落ち着いてきておるんですが、ここ数年はコロナ下ということで

非常に生活リズムが乱れやすい状況が続いていたことも、近年、不登校が増えてきている要因の一つではないかと考えております。

また、学校生活において、コロナ下においては交友関係が築きにくかったことも背景としてあるのかなと思っております。

そのほか、全体に無気力、不安が多いであるとか、いじめを除く友人関係を巡る問題、親子の関わり方等々、様々な理由があると考えております。

達田委員

先ほど、様々な相談活動とかに取り組まれて、不登校の生徒さんに向き合っているお話もございました。

この中で、どれだけの数の生徒さんと向き合って相談活動をされてきたのか、その点が分かりましたらお願いいたします。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、相談活動の数についての御質問を頂きました。

学校現場におきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また近年ではスクールロイヤー等々を派遣、配置いたしまして、相談に乗っておるところでございます。

スクールロイヤーについて申しますと、昨年度1年間においては合計23人のスクールロイヤーを徳島県で委嘱しておるんですが、24回派遣しております。で、年々増加してきております。

また、スクールカウンセラーにつきましても年々増加してきておるところでございます。

令和4年度につきまして申しますと、スクールカウンセラーにつきましては62人委嘱しておるんですが、相談件数は2万3,672件、また、スクールソーシャルワーカーにつきましては24市町村に27人配置しておりますが、相談件数は5,119件となっております、これも年々増加してきております。

達田委員

相当数の御相談に乗られているということで、今、学校の現場は本当に大変な状況なんだと思うんです。不登校につきましては、誰かにいじめられているとか原因が分かっているところは対処の仕方があるんですけども、はっきりした原因がなかなか分からない。お友達に聞いても分からないし、また、両親とか御家族の方に聞いても分からないし、本人自身がよく分からないっていうのも多いと思うんです。

朝、起きたら学校に行きたくないっていうことで、病気でもないんだけど頭痛が起きたり腹痛が起きたり、体調が悪くなってしまうんですね。昼過ぎになりましたら、ちょっと元気になって、明日は学校に行かなくちゃと思うんですけども、また明くる日の朝になると調子が悪くなって行けなくなってしまう、そういうことを繰り返して、親御さんたちも非常に心配されてると思います。一番つらいのは本人だと思うんです。分からないんですから。こういう中でいろいろ相談体制もあるということなんですけれども、この前、

私たち文教厚生委員会で、石川県のこころの病院を視察させていただきましたときに、思春期外来、思春期の子供たちが非常に大きな悩みを持ったりしている、そういう子供たちに向き合っている外来があるというお話を聞いたんですけども、徳島県において、児童とか思春期の子供たちに向き合う外来っていうのがちゃんとあるのか。そして、そういうところに気軽に気軽に受診できるような情報が子供たちや家族に届いているのかどうかっていうのをお尋ねしたいと思います。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、思春期の医療的な相談、病院等々があるのかというようなお話でございました。

学校におきましては、学校医またスクールカウンセラー、スクールカウンセラーにつきましては心理の専門家という立場で、相談によりましては病院と連携いたしまして病院につなぐ。スクールソーシャルワーカーにつきましても、教育相談の中で、医療につなぐというようなことを行っております。

徳島県内の精神科医でありますとか、思春期の心を扱っているところと連携をして対応しているというふうに認識はしておるんですけども、具体的な数についてはちょっと今把握できておりません。

達田委員

是非、子供たちにも、また御家庭にもこういうところがありますよっていうのをお知らせしていただきたいなと思うんです。

思春期特有の心の動きっていうのは、大人になってしまったらすっかり忘れてしまったりするんですけども、なかなか登校できない、いじめられているわけでもないっていう子供さんに聞きますと、みんなが見ているような、自分のことを後ろ指を差してるような気がするんだとか、すごく自意識過剰になったりしているわけなんです。そんなことないよって言っても、ほんなんおばちゃんには分からんわって言われたりするんですけども、やっぱり何かしら人と関われない、そういうところがあると思うんです。

そういう中で、思春期外来に行ったらカウンセリングをしてもらって、いろいろ丁寧にお話を聞いてもらって、自分の心の悩みが自分でも気が付かないところにあったっていうのに気が付かされて、だんだんと良くなってきたっていうお話も聞きますし、また、そういう中で発達障がいっていうのも見付かったりして、そして、お薬で治せる場合もあるとか、そういうのも発見したりっていうことができるそうなんです。いろんなパターンがありまして、行きなさいっていうだけでは絶対治りませんので、その子一人一人に合った方法を見付けていくのが、今、とても大事なんじゃないかと思います。

今おっしゃったスクールロイヤーとかカウンセラーの方が一生懸命相談に乗ってくださってる。こういう方で解決をすれば、それで十分だと思うんですけども、その上で、やっぱり心の病気を持ってしまった子供たちがちゃんと相談できるような場所が徳島県内にも実は何箇所かあると思います。こういうところがあるんだよって、気軽に相談に行けるよっていうのをお知らせしてあげたら、どんなに希望が湧くかなと思うんです。例えば女性にDVに遭ってませんか、こういうところに相談に行けますよっていう情報がトイレ

に貼ってあったりするんです。ですから、子供たちが見るところで、何かの方法で子供さんに情報を伝えていただきたいし、県のホームページを子供さんが見るかどうかちょっと分かりませんが、本当に心が苦しいとき見れるようなホームページを作るとか、そういうことでしていただけたら有り難いと思いますので、是非どうぞよろしくお願いしたいと思います。

教育大綱につきましては、昨年9月にも素案を頂きました。2月の事前委員会のときにも頂きました。ほぼ同じだと思うんですけども、この中で、9月には日本一の教育環境を目指す、作り上げていくことが重要って書かれとったんです。ところが、今回はその文字が消えているんです。日本一の教育環境は素晴らしいと思うんですけども、なぜこの言葉が消えているのか、お尋ねいたします。

藤坂教育創生課長

こちらのほうは教育大綱、教育振興計画ともにの話でございますが、政策創造部で作られている総合計画でもそういった文言がなくなったということを受けて、こちらもそれに合わせた形になったかと認識しております。

達田委員

ちょっと分かりにくいんですけども、9月の段階ですばらしい趣旨を書かれていたのが消えているんです。日本一の教育環境を整える、そして徳島に愛着を持って徳島でずっと暮らしたいと思うような子供さんに育ってもらいたいと、誰もが思うと思うんですけども、教育環境を日本一にっていう概念は消えてしまうのか、それとも、ちゃんとあるんですよと、あるんだけど言葉として消えてるだけですよっていう意味なのか、そこを教えてくださいと思います。

内海教育政策課長

今、達田委員から、日本一の教育環境という言葉が消えているけども、その考え方というのは今回変更することによって消えてるのかということですけども、これにつきましては、決して基本的な理念が消えてるというわけではなくて、パブリックコメント等々いろいろな御意見を頂く中で、未来に引き継げる徳島という言葉も含めて、考え方としてはこの中に入っているものと考えております。

達田委員

ということは、いろいろ教育を行っていく中で、先ほどの端末の問題のようにちょっと残念なこともありますけれども、そういうことを乗り越えて、やっぱり日本一を目指していこうと、教育環境を整えていこうという意思があるのであれば、やっぱりこの言葉を残すべきじゃないかと私は思うんです。ちゃんと残すどころか、掲げていくべきだと思うんですけども、どうなのでしょう。

内海教育政策課長

教育大綱の文言につきましては、多数の皆様から御意見を頂きまして、最終的に、事前

委員会で御提示させていただいたような形になったところでございます。

日本一という言葉はなくなっておりますけども、教育自身に係る考え方というか理念につきましては変わらないと考えておりまして、未来に引き継げる徳島という形で教育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

達田委員

この言葉を私が残してほしいってというのは、今議会に出されております教育大綱を見ましても、シビックプライドを育む教育とか書いてあるわけです。ということは、郷土に愛着を持って、その郷土を良くしていくために何か役に立とうという、そういう子供たちを育てていきたいと思いますということだと思えます。

そういう中で、教育環境がやっぱり立派に整っている徳島県、一人一人が大事にされる教育、そういうところで育ってきた子供であればこそ郷土に愛を持って、そして郷土に尽くしていきたいし、ずっと住み続けたいと思えるんじゃないかと思えます。

ですから、この言葉を残すか残さないかっていうのはとても大事なことで、教育に関わる方たちがどういう理念で働かれるのかっていう根本になると思えます。

私は是非この言葉を残して、子供たちにいい環境を整えて、子供たちには最善の環境が与えられるっていうのが国際的な理念になっておりますし、せっかく掲げてた言葉を取り下げるんじゃないかっていうことを申し上げておきたいと思います。

そして、この言葉と同じように、昨年9月にもあった、また今回も地方創生戦国時代ということが言われているんです。勝ち組とか負け組とか、そういう言葉に基づいてこの言葉が出ているんじゃないかと思えますけれども、これが子供たちの教育にふさわしい言葉なのかっていうことは私は不思議に思えます。この点について、どうしてこういう言葉が入っているのか、お尋ねいたします。

内海教育政策課長

徳島教育大綱の中に地方創生戦国時代という言葉が入っている趣旨につきまして、御質問を頂いております。

今、少子化をはじめ全国で様々な課題がある中で、地域それぞれが知恵を絞って、いかに自分の地域を盛り上げていくかということで取組を進めているところでありまして、正に切磋琢磨^{せつさたくま}していくとき、以前以上に更に自分の力を磨いていく必要があると考えておりまして、そういった意味合いでこの言葉を使っているものと認識しております。

達田委員

戦国時代という言葉が入っておりますので、そのような時代で本県が勝ち抜いていくためにはということで書かれているんですが、何に勝ち抜くんでしょうか。

内海教育政策課長

先ほども申し上げたところですけども、それぞれの地域の特色を生かして独自性を出していく、そして、互いに切磋琢磨^{せつさたくま}して、いいところをどんどん更に磨き上げていく、そういった意味で勝ち抜いていく、いかに魅力を発信していくかっていうところではないかと

いうふうに思います。

達田委員

教育大綱、そして令和8年度までの教育をこういう形でやっていきたいと思いますということを決めてるわけですから、やっぱり今後の教育の在り方に大きく関わってくると思うんです。教育振興計画で具体策を出されておりますけれども、徳島県が一番という思いを持っていただくのもとても大事なことだと思いますけれども、何でもかんでも勝ち抜いていこうとか、そういうことではなくて、共生して、みんなが切磋琢磨^{せつさたくま}して向上しましょうよと、そういう方向でいかなければ、人を押しのけてでも自分が一番にっていうようなことにつながっていったら困りますので、言葉を選んでいただきたいなというのが私の思いでございます。

教育大綱につきましても、教育振興計画につきましても、みんなが本当に人権を大事にして、仲良くそして切磋琢磨^{せつさたくま}して、勝つとか負けるとかじゃなくって、みんな一緒に、共に歩いていく、そういう方向で進めていただけたらと思います。

特に、子供たちには徳島に愛着を持っていただきたい。そして住み続けてもらいたいと誰もが願っております。それは、徳島県で自分が本当に大事にされている、そういう思いがあってこそ持てる感情だと思いますので、教育の中でも一人一人が本当に大事にされている教育が実現できるように、是非お願いしたいなと思います。

教育振興計画の一つ一つの具体化に当たりましては、先ほどもお話がありましたように、先生方が忙しい中で、一日中、子供さんの名前を1回も呼ばなかった、そんなことがないように、子供さん一人一人に向き合って丁寧な教育ができるように、そういう状態に是非していただきたいなと思うんです。

令和8年度になっても、先生の時間外在校等時間がまだゼロになってないよっていうような状態を早く解消していただいて、生徒一人一人に丁寧に向き合えるような人員の確保を是非お願いして、終わりたいと思います。

井村副委員長

私のほうからは、学校における働き方改革ということで教員の負担軽減についてお聞きをしたいなと思います。

1月に、徳島県下の小中高にお勤めの教職員の皆さんと有志の議員との間で、お話をする機会がございました。そのときに、教職員の抱える課題と現状をお聞きしまして、本当に参考になりました。

これまで私としては、保護者の立場から学校の運営を見てきたように思うんですけれども、この度、現場の声を聞かせていただきまして、それを踏まえまして何点かお聞かせいただきたいなと思います。

最初に、学校編制の標準と教職員の定数についてということでございます。1点1点聞こうかなと思ったんですが、時間のお約束もありますので、まとめてお聞きしたいなと思います。中学校につきましては小学校に引き続き35人学級へ、小学校については教科担任制の推進のための加配定数の拡充とか35人から30人学級への検討ということでございます。

栄養教諭、学校栄養職員につきましては、それぞれ共同調理場が6,001人以上は現在3人なんですけれども、これを3,001人以上にしてはどうかという御要望で、民設民営調理場につきましては配置基準の新設、特別支援学級については1学級現在の8人から6人にしてはどうかと、高等学校については加配定数の堅持と35人学級化への検討、管理職につきましては副校長及び教頭を定数の算定から除き弾力的な複数配置、養護教諭におきましては複数配置、こういったところの見直しということで、いろいろお話を聞きました。

そこで、お答えいただきたいのは、こうした配置基準の見直しや学級編制の引下げについてどのようにお考えかをお聞きいたします。

西浦教職員課長

ただいま、教職員の定数に関することで御質問いただきました。

今、委員がおっしゃいましたとおり加配定数には様々な種類がございます、例えば少人数学級編成を例にとりますと、徳島県もそうでございますが、少人数学級編制を全国でもこれまで推進してまいりました。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正されておまして、令和5年度時点で小学1年生から小学4年生までは法的に35人学級とすることができ、その教員数については法定数として認めるということでございます。これが5年生については来年度、6年生については再来年度、法定数化されます。法定数化されますと、毎年度、加配で対応するよりは教員配置が安定的になりますので、学校現場、市町村教育委員会としては、学校教育の運営上、非常にメリットがあるということでございます。

ただ、中学校につきましては、徳島県は現在、中学3年まで35人学級編制を実施しておりますが、これに必要な教員は国からの単年度ごとに与えられる加配を活用して配置しておまして、安定的な教員配置には若干問題があるところでございます。

中学校の35人学級編制につきましても、先ほど申しました法改正の施行時の配慮事項として、今後、中学校の35人学級についても検討し、望ましい指導体制を構築していくことが求められると示されておりますので、現在、国のほうでも検討はなされておるものと思われます。

高校につきましては、更に今後の研究を要するというような示し方でございますので、もう少し先になるのかなということでございます。

ですので、35人学級編制を例にとりますと、徳島県としましては、中学校も法定数化されることを目指しまして、今後、国へ要望を続けていきたいと考えております。

管理職や養護教諭、栄養教諭につきましては、これらもいろいろなメニューがございます、加配には今申した教科担任制のような指導方法の工夫、改善を目的としたもの、不登校やいじめ等への対応で児童生徒への支援を目的としたもの、小規模校の組織充実のための学校運営の充実に関するもの等々がございまして、それぞれのメニューの中で毎年、国に要望し、一定数の加配を頂いておるところでございます。

今おっしゃいましたとおり、国のほうも働き方改革、定数改善の動きが見られるようでございますので、国の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

井村副委員長

35人学級と言うんですけれども、私の地元の小松島市は11小学校、2中学校なんです、35人を超えて2クラスあるところが一つ、3クラスあるところが一つ、あとの小学校は全て35人以下の二十数人の学校で、一つに至っては複式学級になっているようなところでございます。

そういった小規模学校においても、小学校の低学年については、それぞれの教育委員会が加配を付けとんかな、補助の先生みたいなのを付けて、しっかり見てくれているとお聞きはしとんですけれども、今後、小学校の再編が始まって、また大きい人数になったときに、35人よりは30人がいいよねという声は当然あります。少ない人数ほど先生が目が行き届いてしっかり見てくれる、当然、先生の数も増えるということで、先生の数が増えるということは負担軽減になるという考え方で、中学校においては、それぞれ専門性を持ったクラブの担任も増えて、クラブ活動の種類も増えると。

今、学校で先生が減っているからクラブ活動も減って、悪循環になっているところが改善されていくのかなという部分もありまして、そこらは今後の課題かなと思っております。

次に、教職員の支援人材についてお聞きする予定でございましたが、先ほどの岸本委員と梶原委員の御質問と重なりまして、趣旨と内容も同じでございますので、お聞きしても同じお答えが返ってくるだろうということでございます。

なので、コメントだけ言わせていただきたいと思います。というんですけれども、資料によりますと、教員勤務実態調査の結果から2019年から2022年度に4年続けて教員業務支援員を配置した小中学校の教員に対して1週間の勤務時間を調べたところ、配置前の2018年度は平均50.17時間だったものが、2022年度には45.28時間まで減っており、教員業務支援員の配置による効果は明らかです。しかし、まだまだ足りませんというコメントが出されております。

先ほどの岸本委員、梶原委員のお話があったように、支援員体制と副校長・教頭マネジメント支援員、いろんな事業を含めて、そういったところの拡充をやって、テストの点付けとかをしてくれる支援員をしっかり拡充してという御説明がありました。そこらあたりをしっかり拡充することによって、負担軽減につながるのかなと思います。よろしく願いいたします。

次に、部活動指導員と部活動地域移行等実証事業についてお聞きしたいと思います。

まず、この事業の内容とこれまでの成果についてお聞きいたします。

鳴川体育健康安全課長

ただいま委員より、部活動指導員と部活動地域移行等実証事業の内容と成果についての御質問を頂きました。

部活動指導員については平成29年度に制度化され、本県は平成30年度より実施、県及び市町村教育委員会において配置を進めてきたところであります。

学校の働き方改革の一環として、部活動における教員の負担軽減と質的向上を図るため、中学校に配置するものであります。令和2年度には13市町で31名、令和5年度は16市町で69名が配置されております。

配置校からは、専門競技外の顧問や研修等で多忙な教員の負担軽減になっている、専門

的な指導ができるようになった、専門の指導者の的確な指導で生徒のスキルアップにつながっているといった効果があると聞いております。

続きまして、部活動地域移行等実証事業については、スポーツ庁の委託事業として今年度は3市、徳島市、小松島市、美馬市、1団体、ラグビーフットボール協会が実施しております。

例えば小松島市では、令和3年度から実証事業を行い、令和3年度に小松島中学校のソフトテニス部、男子新体操部、令和4年度は小松島中学校のソフトテニス部、男子新体操部、小松島南中学校バドミントン部、令和5年度はソフトテニス部、男子新体操部、バドミントン部が地域クラブとして活動しております。

指導者は退職教員が2名、市費職員1名、教員の兼職・兼業が1名で行っております。活動場所につきましては、中学校や高校の施設を利用しております。

今年度の成果といたしましては、全ての市町村に地域移行の推進協議会を開催していただき、各市町村で意見交換をしていただきました。県教育委員会でチェックリストを作成し、各市町村の進捗状況の確認もいたしました。改革推進期間終了後、各市町村の目標とする姿について各市町村に回答もしていただいております。

井村副委員長

今回、このことをお聞きしてよかったなと思うのが、私はよく似た事業かなと思っておったんですけども、似て非なる全然違う事業でありました。部活動指導員というのは国、県、市が財源を補助して、それぞれ専門的な外部の指導員を連れてきてクラブを見てもらうという制度であって、地域移行については、それぞれクラブ活動の先生が土日祝日、違う体育館とか別のところで同じ子供たちを教えるんだけれども、そこでは身分が変わって、当然そこに手当が付いて手当を頂いて、自分の知ってる技術をしっかり子供たちに教えるという制度で、よくできた制度でいいなと思うんです。

保護者からしてみたら、部活動指導員として専門の先生が来て、サッカーとかバドミントンとかテニスとか、中学校、高校に向けて技術をしっかり教えてくれるんだろうなというイメージを持っていたんですけども、現状は全然違ってました。

ちょっと意地悪な言い方をするんですけども、国や県が進めている部活動の地域移行についてあなたはどのように感じていますかというアンケートに対しまして、現場のアンケートの結果は、地域移行が行われて4年目になり今の状況なので不安と不満があるが50.6%、進めているのに現場では全く実感できないというのが43.2%、合わせて93.8%の現場の先生たちは実感していないというのが現状みたいなんです。

私たち保護者の思いと現場とが全然違っていたというのが今回分かりました。厳しい御意見を言うのであれば、一回この看板を外して、予算と支援員のスタッフの支援体制を組んでしっかり準備ができてから看板を上げてやったらどうですかという、ここまで厳しい意見があるのも現実なんだそうでございます。

ちょっとそれるかもしれませんが、地元の先生と話をしたときに、中体連の体育大会があって設営から運営から審判まで大変だったんですよ、競技が減って、学校が減って、スポーツチームが減って、運営ももっと大変だったんですよって言うんです。何で地元の協議会とか体育協会とか、サッカーだったらサッカー協会、バドミントン協会、バレー

ボール協会、そういった協会に運営を手伝ってもらわなかったんですかって言うたんです。当然、そのほうが絶対負担が軽くなるのに、できなかった理由がやっぱりあるんでしょうなって思いながら、言い方が悪いけど、閉鎖的なところがあつたのかなと。

今、連携って言う言葉をよく使いますけど、そのときにそういったことをやっていれば、もっと現場も楽な運営ができてたし、そこにつながりがあれば、今回、部活動指導員にしても、うちのクラブを見てくれませんかという道にもつながったんじゃないかなって言う話をしたんですけれども、今、実際こういう制度ができましたんで、そういった制度をしっかりと活用してやっていただきたいなと思うところでございます。

4点目、子育て環境の整備、充実についてお聞きいたします。

産休・育休の取得者が増えているということでございまして、産休取得者の推移については2012年では1万5,067人だったのが、2023年には2万3,540人と大きく増えておる、そういう現状の中で、育児短時間勤務制度というのがあります。

現状の課題として、放課後の保護者、地域対応に代替教員の方では困難が生じる。早く帰宅するのでほかの先生に業務を肩代わりしてもらわなくてはいけない。代替教員の方にはお願いできない。いろいろな子供たちとのやり取り、トラブルの中で、その引継ぎを保護者にするのに、自分は先に帰ってしまう。次の先生にそれを伝えて、それがそのとおりに伝わってるのかという、いろんな課題があるらしいんです。

それを改善するには、通常の先生がおりながら朝8時10分から夕方4時10分まで教員を加配することによって負担軽減につながるんだと。そこの長いところで責任を持ってやってもらって、代替教員と短時間勤務を拡充することによって学校の先生が増えるんで、その分負担軽減になるんですということに、なるほどなと思いついてお聞きしておりました。

そこで、こういった制度は産休から復職するときに使いやすい事業らしいんですけれども、ここの拡充につきましてどのようにお考えか、お答えをお願いします。

西浦教職員課長

育児休業から戻りまして、育児をしながら勤務される方への支援の制度には、今おっしゃった育児短時間勤務とか、似たようなものでございますが早出遅出勤務とか、幾つかございます。育児短時間勤務というのは、小学校に入学する時期までのお子さんを養育されてる方が、希望する日、希望する時間帯に、38時間45分よりもかなり少ない時間で勤務する形態でございまして、今年度ですと全校種合わせて24名の方がこの制度を利用されております。

委員がおっしゃいましたとおり、この方々がフルタイムで勤務されない時間、減った時間については非常勤講師を補充で配置して、仕事をしていただいております。

ただ、非常勤で補充していただいておりますので、委員がおっしゃったような若干の課題もあって、この制度を利用される方に気兼ねとか周囲への遠慮といったようなことがあることも想定されます。

それで、今委員におっしゃっていただきました、非常勤の補充に加えて更に1名、フルタイムで加配をしてはどうかという御意見でございます。

制度を利用したい教職員にとりましても、また、制度の利用を促進していく意味でも、

有効な手立てにはなるものと考えます。

ただ一方で、加配になりますと、先ほど申しました国からの加配をこちらのほうに使わせていただくことになります。

また、県の財政状況、それから昨今の教師不足といった状況も鑑みますと、実現に向けては多くの課題があるものと考えております。

元に戻りますが、子育てをしながら勤務する教職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら健康にお勤めいただくためには、いろいろな制度がございますので、まずは管理職を含め、周囲の学校の職員にこういったことを周知啓発し、子育てをしながら働く教職員により良い、より働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

井村副委員長

お答えいただきました。何点か質問させていただいたんですけども、趣旨としては、しっかり学校の先生を増やす、それと教員業務支援員もしっかり増やして、負担軽減の体制をしっかり作っていくということでございます。

午前の冒頭、学校における働き方改革プランの御説明もありましたように、教員の改善に向けてしっかりやっていく教育委員会としての意気込みといいますか、そういったところで最後に、教育長からお言葉を頂きたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

榊教育長

今、井村副委員長から、教員の働き方改革も含めた、学校の体制を強化するようなやり方が必要ではないかというようなお話だったと思います。

学校のほうでは、本当に様々な教育課題、様々な教育ニーズに応えようと一生懸命、先生方が努力をして頑張っていることと承知をしております。

その中で、しっかりした働き方改革を進めていくことが先生方を支え、それから、そのことによって、子供たちの教育の質が高まっていくと感じております。

先ほど担当課長からも説明しましたように、学校の先生を増やしていくことだけでうまくいくという単純な話ではないことも認識をしております。

学校につきましては、教員のなり手不足の問題もあります。講師になっていただける人も、昔に比べたら減っておる現状でございます。

その中で、学校を支えていく、先生方を支援していくやり方として、働き方改革の柱として4点出しておるんですが、外部の教員業務支援員の活用、それから今、地域での人材活用だけでなく、コミュニティスクールもやっておりまして、地域の方々から学校を支えていただく取組も進めておるところでございます。

学校だけで解決できない問題もたくさんあります。これからは学校力を高めていくために、総合力で先生方、学校を支えていく必要がありますので、そういった施策が展開できますように、これからはもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

井村副委員長

御答弁いただきまして、ありがとうございます。教員の負担軽減についてお聞かせいただきました。いろいろ課題はあると。しっかりやっていただきたいなと思います。

内容はちょっと変わるんですけども、最後にもう1点、教育長にお答えいただきたいなと思います。

先ほど来、何人かの委員から一人1台端末についての質問がありました。私も聞きながら、思いは立川委員が言われたのと本当に同じような考えでございまして、これだけ故障している現状に対しまして、改めて教育長から一言、お言葉を頂けたらと思いますけど、どうでしょうか。

榊教育長

いろいろ御意見も頂いております。この3年間で、タブレットの故障等により半数以上が使用困難になっておりまして、それが現在進行形で続いていることにつきましては、極めて異常な状態であり、子供たちの学びに深刻な影響が出ておりますことについて、誠に申し訳なく思っております。一日も早く解決をしなければならないと認識しております。

今後は、委員の方々から頂いた意見を株式会社四電工とも共有いたしまして、子供たちの学びを正常化できるように、関係者で知恵を絞っていきたいと考えております。

井村副委員長

私は、なってしまうことはもう仕方がない、しっかり復旧できるように、子供たちに一人1台いくように、生徒の立場に立ってこれからもしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

私もタブレットのことを少しお尋ねします。

立川委員が取り上げた、株式会社四電工ができるか検討しているリコールというのは、法に基づくリコールではなくて、製造者、販売者による自主的なリコールのことですけども、念のため確認します。法律によるリコールはできないということは確認してますか。

内海教育政策課長

今、扶川議員から、リコールにつきまして法的なものというお話がございました。

確かに、リコールにつきましては法的な明確な規定はないものと認識しておりまして、

各製品の分類の中で個別にそれぞれ規定されているものと認識してございます。

ですので、まずはメーカーにおきまして自主的にその不具合等を認識、また申し出て、回収であるとか修理、交換等対応するものというふうに認識しております。

扶川議員

私は経済産業省にも電話して聞きました。消費生活用品安全法でもタブレットは該当しないんだそうで、電気用品安全法でも該当しないそうです。要するに、法律によるリコールは無理だという返事をもらいました。

すると、自主的なリコールというのをお願いし続けるわけですが、それをしていただけなかった場合のことも考えておかなくてははいけません。株式会社四電工として、あるいはツーウェイ社に対して株式会社四電工がPL法、製造物責任法に基づいて損害賠償請求をするための時効というのがあります。知ってから3年です。これはいつになりますか。確認してますか。

内海教育政策課長

今回、バッテリーの不具合につきまして、今たくさん故障が出てきている状況でございます。これにつきましては、株式会社四電工が自主的に、現在、故障原因の究明に着手しておりまして、いわゆる外部機関による調査を実施しているところでございますけれども、まずはその結果を踏まえる必要があらうかと考えております。

扶川議員

法律的なリコールができるかできないかということについてもきちんと確認をしてないとか、時効が成立しないように損害賠償請求が可能な期日も確認してないっていうのはおかしいですよ。

最低でもいつまでにはやらなければいけないという、ここまでにやっとならば絶対に成立するという期限を確認してください。いかがですか。

内海教育政策課長

先ほど申し上げましたところでございますけれども、まずバッテリーに原因があるということ特定する必要があるらうかと考えております。そういう意味で、今、株式会社四電工で調査をしているところでございますので、その結果を踏まえて対応、検討するべきと考えております。

扶川議員

バッテリーに原因があらうとなかろうと、立川委員がおっしゃったように、それから岸本委員もおっしゃったように、こんな短期間に半分以上もぶっ壊れるなんてのはあり得ないでしょう。これは明らかに欠陥ですよ。何が原因であらうと、こんなタブレットは誰も買いませんよ。

だから、損害賠償請求をしなければいけない可能性も踏まえて、きちっと期日を確認しておいてください。このことをお願いしておきます。

もう一つお尋ねしたいことがあるのが、不登校に関わることでございます。

高校での不登校の人数は令和 3 年度、4 年度で何人あるか、それから生徒数に対する割合がどのようになってるかっていうことを教えてください。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま扶川議員からの質問でございます。

令和 4 年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果によりますと、高等学校における不登校につきまして、国公立全ての高校生になりますが、徳島県全体で令和 3 年度が147名、これは1,000人当たりにつきまして8.6人です。令和 4 年度につきましては不登校生徒数が171名、これは1,000人当たりにつきまして10.3名でございます。

扶川議員

高校中退者数についても、それぞれ教えてください。

蔭山いじめ問題等対策室長

高等学校の中途退学者数について申し上げます。

令和 3 年度、徳島県内の高校生の退学者数は61名、これは出現率で申しますと0.4%です。令和 4 年度につきましては徳島県内で101名、これは出現率につきまして申しますと0.6%でございます。

扶川議員

多いと見るか少ないと見るかは別にして、令和 3 年度から 4 年度にかけて相当増えております。

私は、コロナの後遺症で不登校になった中学生の親御さんから相談を受けました。ずっと体調が優れず、学校に行けないんだそうです。

それでも義務教育までは何とか卒業させてもらうけども、高校進学後は授業に出席しないと単位が取れない。優秀な子供だから自宅でプリントはできても、このままでは高校進学後、中退になってしまうんじゃないかという心配をしておられた。

そこで、この問題でリモートによる授業を受けることはできないんだろうかと思って、県の教育委員会にお尋ねしますと、ちょうどその日に文部科学省からリモート授業について新しい通知があったということでした。

その通知では、不登校の子に対するリモート授業について、どのようなことが可能になるとされているのか説明をお願いしたい。趣旨も含めてお願いいたします。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま扶川議員より、先日、文部科学省から出ました通知の不登校に関する内容、概要についての御質問でございます。

この度、2月13日に文部科学省から、高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現についてという通知が出されております。これは、不登校児童

生徒が増加している状況を踏まえまして、中央教育審議会の高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいて、不登校生徒の学習機会を確保するための遠隔教育及び通信教育の活用、また、小規模高等学校における教育条件の改善に向けた遠隔教育の活用推進などの提言を踏まえまして、学校教育法施行規則が改正されることを受けて出されたものでございます。

これによりまして、令和6年4月1日から全日制、定時制課程において、不登校生徒及び病気療養中の生徒等を対象に、授業に代えて通信教育を行うことができる、また、不登校生徒が学習の継続のために自宅等でメディアを活用して行う遠隔教育を36単位まで履修することができるということが書かれております。

この改正によりまして、不登校の生徒の遠隔教育や通信教育による単位認定が一定の範囲内で可能となるということで、その生徒が学びを継続し、学校を卒業することができるようになることが期待されますが、これにつきましては実施を義務付けるものではなく、各学校長の判断により実施可能とするものであると示されております。

不登校の状態の深刻化であったり、安易な単位認定、また、他の生徒の学習意欲への弊害など留意すべき点もございますが、県教育委員会といたしましては多様な学びの場の一つとして遠隔教育や通信教育を捉えまして、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

扶川議員

卒業に必要なのは74単位中36単位でしたか。つまり、卒業に必要な単位を場合によったらリモートで取って卒業することも可能になる。すばらしいと思うのは、どこか別の場所を設けて、そこに先生を配置して間をリモートするんじゃなくて、その生徒さんが自宅でパソコンやタブレットに向き合って授業を受けられる。双方向でやれるから、今までのようにプリントをするというんじゃなくて、その授業に遠隔で参加することができる。すごいと思います。

そういうことを活用することによって、クラスに所属してクラスメイトと一緒に学んでるんだという意識を持って、不登校を解消して実際に行けるようになる可能性もあると思います。

先ほどお話しされたように、校長先生の判断が重要ですので、是非、しっかり県教委の考え方を校長先生にお伝えいただいて、全ての学校でリモート授業が可能になるようにお願いをしたいと思います。

それから、もう1点もまとめて聞いておきます。今回タブレットが問題になってますけど、子供さんの中にはタブレットがない子もおるわけですね。新しく入る子にはいいタブレットが行くんでしょうけど、いずれにしても、その使い方なんかは指導してあげなければ、多分Zoomなんかを使うと思うんですけど、自宅でリモート授業はできないと思います。

そのあたりの技術的な点も含めて学校現場に急いで伝えて、全ての学校でリモート授業を活用しようと思えば、不登校生徒が使えるようにしていただきたい。いかがでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

遠隔教育等につきましては、コロナ禍を契機にしまして積極的に行われるようになってきている、物理的、ハード面でも条件が整ってきているところではございますが、まだまだ具体的に指導内容、方法については研究を進めていかなければならない段階だとも考えております。

実際の運用につきましては、高等学校については単位認定ということで、小中学校とは少し違うところ、また、実業高校と座学を中心にする学校での取扱いであったり、1日オンラインでZ o o mで受けておりましたら、体調面、健康面でも非常に疲れる等々もございますので、そういう面について、運用の仕方についてしっかりと研究を進めてまいりたい。ただ、個々のニーズに応じた受皿の一つとして非常に可能性のあるものだと考えておりますので、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

続いて、技術面についての支援でございますが、小中学校でも同様に支援を行っております。基本は学校の担任を中心に、生徒、保護者としてしっかりコミュニケーションをとって、接続方法等、技術的な面についても丁寧に話を進めるということになります。

その上で、県立総合教育センターのホームページには、オンライン学習支援解説動画というものがございまして、例えばZ o o mの利用方法、メタモジ・クラスルーム等のアプリの操作方法、リモート学習の仕方等々、たくさん分かりやすい説明をした動画を用意しておりますので、その利用を促してまいりたいと考えております。

元木委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第11号、議案第15号、議案第47号、議案第48号、議案第55号、
議案第63号、議案第78号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

榑教育長

請願第4号について、現状を説明させていただきます。

まず、学校給食の実施に要する経費につきましては、学校給食法第11条において、施設・設備費や職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などの経費は保護者が負担すると規定されております。

令和6年2月時点において、県内で年間を通じ小中学校の給食費無償化を実施しているのは2自治体であり、そのほか19自治体で一部補助等の支援が行われております。

県立学校におきましても6月定例県議会で予算を御承認いただき、食材費高騰分につきまして1食当たり50円を上限とした補助を行っております。

給食費無償化を行うためには恒常的に多額の経費が必要となることから、財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体におきましては、自主財源のほか国の臨時交付金が活用されているところです。

また、全国状況といたしまして、子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金の活用などを通じて無償化を行う自治体が増加しているところです。

本県から国に対する働き掛けといたしましては、昨年6月に知事が岸田総理大臣に面会し、国・県・市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現について要望を行うとともに、11月には学校給食無償化への恒久的な財政支援制度の創設について、国への政策提言を行っております。

こうした中、国におきましては、給食費の無償化の実現に向けて、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査を行い、1年以内にその結果を公表することとされ、昨年10月に自治体に対する調査が行われたところです。

今後、国において、この調査結果を踏まえた、学校給食の課題の整理及び具体的な方策の検討がなされることとされておりますので、県教育委員会におきましては、国の動向を注視しているところでございます。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

元木委員長

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第 4 号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この 1 年間、終始御熱心に御論議いただきまして、そして円滑な議事運営に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

おかげをもちまして、大過なく委員長としての重責を全うすることができた次第でございます。

そして、理事者の皆様方におかれましても、我々委員の質問に常に真摯な態度で懇切丁寧な御説明を頂きまして、誠にありがとうございました。

この 1 年間の委員会審議を通じまして、皆様方の教育に寄せる熱いを実感できた次第でございます。

様々な意見が出たわけでございますけれども、これからも委員の意見を十分にくみ取っていただきまして、今年は教育大綱ができた年でもございますし、次年度から新しいスタートの年として、この教育大綱に沿った取組が進み、徳島ならではの教育により子供たちの健やかな成長につなげていただきますよう、お願い申し上げる次第でございます。

そしてまた、報道機関の皆様方におかれましても、御協力いただきまして、ありがとうございました。

今年度も残り 1 か月となりまして、次年度に向けて皆様方それぞれの御立場で御自愛いただきながら御活躍いただきますよう御期待申し上げまして、簡単ですけれども挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。

榊教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

元木委員長、井村副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この 1 年間、御審議を通じまして、本当にたくさんの御示唆、御指導、御鞭撻^{ごべんたつ}を頂きましたことを心から感謝し、厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

本年度は、教育行政の新たな指針となる徳島教育大綱並びに教育振興計画について同時改定された大きな節目となる年でした。

その中で、一人1台端末の故障の問題、それからいじめ・不登校対策、教員の働き方改革等たくさんのことについて終始熱心に御審議いただきました。

皆様方から頂きましたお言葉、御指導につきましては、教職員が一丸となって本県教育の一層の推進を図るために、十分肝に銘じてやっていきたいと思いますので、今後とも引き続き御指導、御鞭撻^{ごべんたつ}のほど、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたが、委員の皆様方の御健勝、今後、ますますの御活躍、御多幸をお祈りいたしまして、私から簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本当に1年間ありがとうございました。

元木委員長

それでは、これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。（14時33分）